

# 介護老人保健施設「川口メディケアセンター」利用料金(負担割合2割)

※料金は変更になる場合がございます。

## 1. 介護保険施設サービス費

介護度	ユニット型個室		個室		多床室	
	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)	日額	月額(31日)
要介護1	1,590円	49,290円	1,428円	44,268円	1,578円	48,918円
要介護2	1,683円	52,173円	1,520円	47,120円	1,676円	51,956円
要介護3	1,810円	56,110円	1,646円	51,026円	1,802円	55,862円
要介護4	1,919円	59,489円	1,752円	54,312円	1,906円	59,086円
要介護5	2,023円	62,713円	1,857円	57,567円	2,015円	62,465円

※ 法定単位数に地域加算を乗じた「額」を表記しています。

## 2. 加算一覧

加算名	金額	加算名	金額
夜勤職員配置加算	50円 / 日	栄養マネジメント	29円 / 日
短期集中リハビリテーション	493円 / 日	経口移行加算	58円 / 日
認知症短期集中リハビリテーション	493円 / 日	経口維持加算(Ⅰ)	822円 / 月
認知症ケア加算	156円 / 日	経口維持加算(Ⅱ)	206円 / 月
若年性認知症入所者受入加算	247円 / 日	口腔衛生管理体制加算	62円 / 月
外泊時加算	744円 / 日	口腔衛生管理加算	226円 / 月
ターミナルケア加算(Ⅰ)	329円 / 日	療養食加算	37円 / 日
ターミナルケア加算(Ⅱ)	1,685円 / 日	在宅復帰支援機能加算	11円 / 日
ターミナルケア加算(Ⅲ)	3,389円 / 日	緊急時治療管理	1,050円 / 日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	56円 / 日	所定疾患施設療養費	627円 / 日
初期加算	62円 / 日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6円 / 日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	925円 / 回	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	9円 / 日
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	986円 / 回	認知症行動・心理症状緊急対応加算	411円 / 日
退所前訪問指導加算	945円 / 回	認知症情報提供加算	719円 / 回
退所後訪問指導加算	945円 / 回	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	37円 / 日
退所時指導加算	822円 / 回	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	25円 / 日
退所時情報提供加算	1,027円 / 回	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	13円 / 日
退所前連携加算	1,027円 / 回	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	13円 / 日
老人訪問看護指示加算	617円 / 回	介護職員処遇改善加算	※1

※1 介護職員処遇改善加算は、所定単位数に39/1000を乗じた額を算定します。

※2 加算に関しては、施設状況、ご利用者様の状況等に応じて該当する加算を算定させていただきます。

### 3. 居住費・食費

居住費及び食費の料金は次のとおりです。介護保険負担限度額の認定を受けている方は認定証に記載された金額が1日の費用となります。

区分	居住費			食費	対象者
	ユニット型個室	個室	多床室		
第1段階	820円 /日	490円 /日	0円 /日	300円 /日	世帯全員が住民税非課税で 老齢年金受給者  生活保護受給者
第2段階	820円 /日	490円 /日	370円 /日	390円 /日	世帯全員が住民税非課税で あって、合計所得金額と課税 年金収入額との合計が80万 円以下
第3段階	1,310円 /日	1,310円 /日	370円 /日	650円 /日	世帯全員が住民税非課税で あって、合計所得金額と課税 年金収入額との合計が80万 円以上266万円未満
第4段階	2,100円 /日	2,100円 /日	500円 /日	1,700円 /日	第1段階～第3段階に該当しない人

※1 居住費には、水道・光熱費が含まれています。

※2 食費は、朝食、昼食、おやつ、夕食の全てを含んだ金額です。

### 4. 実費負担一覧

項目	金額	項目	金額
日用品費	別表のとおり	特別室の室料	3,240円 / 日
教養娯楽費	実費	個人専用の家電の電気代	200円 / 月
私物洗濯代	別表のとおり	コピー代(モノクロ・カラー)	20円・40円 / 枚
健康管理費	実費	死亡診断書	5,400円 / 枚
理美容代	別表のとおり	入所及び入所期間証明書	2,160円 / 枚
嗜好品(菓子等)	実費	普通診断書	3,240円 / 枚
希望食	実費	介護老人福祉・保健施設入所診断書	3,240円 / 枚

※ 上記の「実費負担一覧」については、ご利用者様の同意のもと、個別に提供させていただくものであり、全てのご利用者様に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収するものではありません。

※ 教養娯楽費(クラブ活動費)は、フラワーアレンジメントの花代、習字の筆や硯等の材料費等をご負担

※ 特別室の室料について、A310、B310、C310、D310(4室)の個室ご利用に際し、ご負担いただきます。

◇ ご利用料金は、月毎にまとめて請求させていただきます。

(重要事項説明書:7. サービス利用料金(5)利用料金のお支払方法 参照)

◇ お支払いは、指定の金融機関口座へのお振込みをお願い致します。